

**年金記録訂正請求に係る答申について**  
**関東信越地方年金記録訂正審議会**  
**(東京都担当部会)**  
**平成 30 年 1 月 22 日答申分**

○答申の概要

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 2件 |
| 厚生年金保険関係              | 2件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの    | 2件 |
| 厚生年金保険関係              | 2件 |

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700226 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700229 号

## 第1 結論

1 請求者のA社における平成15年8月1日から同年9月1日までの期間、平成21年8月1日から平成23年9月1日までの期間及び平成24年8月1日から平成26年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成15年8月の標準報酬月額については30万円から32万円、平成21年8月から平成23年4月までの標準報酬月額については34万円から36万円、同年5月の標準報酬月額については34万円から38万円、同年6月から同年8月までの標準報酬月額については34万円から36万円、平成24年8月から平成26年8月までの標準報酬月額については32万円から36万円とする。

平成15年8月、平成21年8月から平成23年8月までの期間及び平成24年8月から平成26年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年8月、平成21年8月から平成23年8月までの期間及び平成24年8月から平成26年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成15年8月1日から平成23年9月1日までの期間及び平成24年8月1日から平成26年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成15年8月から平成16年8月までの標準報酬月額については34万円、同年9月から平成18年8月までの標準報酬月額については36万円、同年9月から平成19年8月までの標準報酬月額については38万円、同年9月から平成22年8月までの標準報酬月額については41万円、同年9月から平成23年8月までの標準報酬月額については44万円、平成24年8月から平成26年8月までの標準報酬月額については41万円とする。

平成15年8月から平成23年8月までの期間及び平成24年8月から平成26年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額（平成15年8月は32万円、平成21年8月から平成23年4月までは36万円、同年5月は38万円、同年6月から同年8月までは36万円、平成24年8月から平成26年8月までは36万円）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :

生年月日：昭和45年生  
住所：

## 2 請求内容の要旨

請求期間：① 平成15年8月1日から平成23年9月1日まで  
② 平成24年8月1日から平成26年9月1日まで

A社に勤務していた請求期間に係る標準報酬月額の記録が、実際の給与額と比べて低く記録されている。給与明細書を提出するので、事実に即した記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成15年8月1日から同年9月1日までの期間、平成21年8月1日から平成23年9月1日までの期間及び請求期間②について、請求者から提出された給与明細書並びに年金事務所が保管する請求者に係る賃金台帳及び源泉徴収簿により、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額は、請求者から提出された給与明細書並びに年金事務所が保管する請求者に係る賃金台帳及び源泉徴収簿により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年8月は32万円、平成21年8月から平成23年4月までは36万円、同年5月は38万円、同年6月から同年8月までは36万円、平成24年8月から平成26年8月までは36万円とする必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年8月、平成21年8月から平成23年8月までの期間及び平成24年8月から平成26年8月までの期間について、請求者の平成15年8月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び平成24年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に提出しておらず、平成20年から平成23年までの期間及び平成25年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届並びに平成24年8月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成15年8月、平成21年8月から平成23年8月までの期間及び平成24年8月から平成26年8月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①及び②について、請求者から提出された給与明細書並びに年金事務所が保管する請求者に係る賃金台帳及び源泉徴収簿により、請求者の本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが確認できることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を平成 15 年 8 月から平成 16 年 8 月までは 34 万円、同年 9 月から平成 18 年 8 月までは 36 万円、同年 9 月から平成 19 年 8 月までは 38 万円、同年 9 月から平成 22 年 8 月までは 41 万円、同年 9 月から平成 23 年 8 月までは 44 万円、平成 24 年 8 月から平成 26 年 8 月までは 41 万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間の訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額（平成 15 年 8 月は 32 万円、平成 21 年 8 月から平成 23 年 4 月までは 36 万円、同年 5 月は 38 万円、同年 6 月から同年 8 月までは 36 万円、平成 24 年 8 月から平成 26 年 8 月までは 36 万円）を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700671 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700232 号

## 第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 45 年 9 月 1 日から同年 8 月 31 日に訂正し、同年 8 月の標準報酬月額を 10 万円とすることが必要である。

昭和 45 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 45 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 45 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

C 社から A 社に異動した際の請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。請求期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

C 社及び A 社の承継会社である B 社の回答並びに同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間において A 社に継続して勤務（C 社から A 社に異動）し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B 社は、同社が保有する請求者に係る「従業員名簿」の記録から、C 社から A 社への異動は昭和 45 年 8 月 31 日である旨陳述及び回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者に係る A 社の事業所別被保険者名簿により確認できる昭和 45 年 9 月の記録から、10 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社は、昭和 45 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても

納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1700516号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第1700230号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店（以下「B支店」という。）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和51年7月頃から昭和52年5月下旬頃までのうちの約1か月  
B支店に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録がない。

B支店には、昭和51年7月頃から昭和52年5月下旬頃までのうちの1か月ぐらい勤務し、ミシンの営業販売をしていた。給料から厚生年金保険料が控除されていたことを憶えている。調査の上、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者のB支店における雇用保険の加入記録は確認できず、健康保険組合から提出されたB支店に係る請求期間当時の被保険者名簿において請求者の氏名は確認できない上、B支店の本社であるA社（以下「本社」という。）は、請求者の請求期間に係るB支店の従業員名簿に請求者の氏名は見当たらず、請求期間当時のB支店の支店長の氏名についても不明である旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、B支店は昭和32年1月21日に厚生年金保険の適用事業所となり、昭和50年2月1日に適用事業所でなくなっていることが確認できるところ、本社は、同日以降、B支店に勤務する者を厚生年金保険に加入させる場合は、本社で厚生年金保険に加入させる取扱いであった旨回答していることから、B支店が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和50年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した12人のうち連絡先が判明した5人及び上記被保険者名簿に記録されている15人のうち、昭和51年7月頃から昭和52年5月下旬頃までの期間に本社で厚生年金保険被保険者資格を有している13人で連絡先が判明した6人の計11人に照会したところ、回答のあった6人は請求者を記憶しておらず、請求期間当時のB支店における支店長の所在も確認することができないことから、請求者の請求期間に係る勤務

及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

なお、請求者は、B支店においてミシンの販売をしていたとしているところ、本社の担当者及び健康保険組合は、ミシンの販売をしている営業の者は委任契約販売員であり、請求期間当時、厚生年金保険には加入させていない旨回答している上、本社は、委任契約販売員には、販売実績に応じた報酬（歩合）が支給されるが、当該報酬から厚生年金保険料を控除することはない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700518 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700231 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 30 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 1 月 1 日から昭和 58 年 10 月 1 日まで

請求期間当時、勤務していた事業所である A 事業所において、当初は、友人の紹介で内職を始め、その後入社したが、請求期間の加入記録がないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A 事業所の事業主の陳述、当該事業所において請求期間に厚生年金保険の被保険者記録がある者を含む複数の従業員の回答により、期間は特定できないものの、請求者が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 事業所は、請求期間当時の資料を保有していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 事業所の事業主は、確認できる資料はないが、請求者はアルバイトだった記憶があり、請求期間当時、アルバイトは厚生年金保険に加入させていなかった旨陳述している。

さらに、A 事業所に係る被保険者原票の整理番号に欠番はなく、請求者に係る被保険者原票も見当たらない上、請求者に係る国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿により、請求者は請求期間において、国民年金の被保険者として国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。